

医療情報・システム基盤 整備体制充実加算について

令和 5 年 4 月から政府方針によりオンライン資格確認システムの導入が原則義務化されました。

当院では、下記の整備を行っており「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定しています。

- オンライン資格確認を行う体制
- マイナ保険証を活用し、薬剤情報や特定健診等の診療情報を活用して診察等を行う体制

医療情報・システム基盤整備体制充実加算（令和 5 年 4 月～12 月）

<初診時>	健康保険証を利用した場合	加算 1	6 点
	※マイナ保険証を利用した場合 ^{注1}	加算 2	2 点
<再診時>	健康保険証を利用した場合	加算 3	2 点
	※マイナ保険証を利用した場合 ^{注1}	加算なし	

注1) 但し、マイナ保険証を利用しても、医療情報等の提供に同意しない場合は保険証利用時の加算と同額になります。

○当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

○正確な情報を取得・活用するため*マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

※マイナ保険証：マイナンバーカードに保険証を紐付けしたもの